

教育長
各部・局長 様
各課・所長

総務部長

平成19年度予算編成留意事項について（通知）

平成19年度予算については、下記事項に十分留意のうえ予算要求を行ってください。

1 一般事項

- (1) 来年度も本年度同様、非常に厳しい財政状況にあり、一般財源の減額は免れ得ない状況にあるので、各部局内でよく調整した上で予算要求を行うこと。その際、事業の目的妥当性・有効性・効率性等を充分考慮すること。
- (2) 廃止・減額を決定した事業については、関係諸団体に早急に連絡をすること。（関係諸団体においても予算を組まなければならない。）
- (3) 国・県の予算、地方財政計画等が決定していないので、原則として現行行財政制度に基づき、年間予算を編成するものとする。
- (4) 歳入については、合理的な財源の確保を図り、歳出においては財源の重点的配分と経費支出の効率化に徹し、併せて受益者負担の原則に基づき、行政コスト等を考慮し節度ある財政運営を堅持すること。
- (5) 予算の補正は、制度改正を伴うもの及び災害関係経費等、真にやむをえないものについてのみ行うものとする。

2 歳入に関する事項

- (1) 市税については、経済の動向を十分勘案するとともに、現行制度及び現況の所得状況を見極め、確実な年間収入見込額を計上し、税負担の公平を期するため、課税客体の把握に遺漏なきよう留意し収納率の向上に最善の努力を払うこと。
- (2) 分担金・負担金については、事業の性格及び実施規模並びに受益の限度等を十分検討して確実な見込額を計上すること。
- (3) 使用料・手数料は、適正単価を再検討のうえ、過去の実績を踏まえて確実な見込額を計上すること。
- (4) 国・県支出金については、現行制度、施策等事業ごとの補助制度を十分研究し、地方負担に影響するような事業費補助金を安易に受けないこと。また交付基準に基づき超過負担とならないよう積算等に十分留意して確実に計上すること。
- (5) 財産収入については、財産の現況を的確に把握し効率的な活用に努めると共に、周到な処分計画に基づき算定すること。
- (6) 諸収入については、前年度実績を検討し確実な見込額を計上すること。
- (7) 市債については、国の地方債計画・許可方針・課長内かん及び充当率等を十分検討し、的確な見込額を計上すること。

(8) 各科目を通じて過大見積もりを避け、不確実な財源を計上しないこと。

3 歳出に関する事項

(1) 厳しい財政状況の中、平成18年度の水準以上の事務・事業の実施が困難なことを充分考慮に入れ、特別な理由がないかぎり、平成18年度査定額の単価・数量を増加させないこと。

(2) 人件費については、平成18年11月1日現在の現員・現給を基準として算出すること。

(3) 賃金については、業務別、年間所要人員を職員課に報告するものとし、十分協議して計上すること。特に年度中途の増員は、原則として認めないこと。

また、事務の合理化、部・課内の協力体制の確立を図る等、内部努力し安易に臨時職員等の雇用をしないこと。

(4) 旅費については、各種団体が行う総会・研修会等への単なる参加はさけ行政効果を十分考慮のうえ計上すること。

(5) 需用費については、下記の措置を創意と工夫をもって行うこと。

ア 各種消耗品は、使用節減の方策を樹立するとともに、文具等は、手持ち物品の使用に努め、公私の別を明らかにすること。

イ 情報の収集についてはインターネットを積極的に利用し、利用頻度の少ない書籍は購読を中止すること。

ウ 電気、ガス、水道など光熱水費の使用抑制をはかること。

エ 各種会議については、極力会議時間の短縮に努め、資料及び昼食等を削減すること。

オ 市民周知には、「市報」の掲載を広く取り入れるなど合理化を図り、印刷物の作成は真にやむを得ないものに限ること。

カ 会議終了後の懇親会等への出席者負担金の公費支出は認めないこと。

(6) 義務的経費（扶助費・公債費・債務負担行為に係る経費）については、制度の改正と対象の実態を的確に把握し、年間所要額を計上すること。

(7) 補助金及び交付金の増額は認めないこと。なお、少額な補助金及び目的を達成したと認められる団体補助金については、廃止すること。

(8) その他

ア 会議等の参加負担金（内訳が不明確なもの）は、19節「負担金」に計上すること。

イ 公用車の点検修理等については、一括需用費・修繕料に計上すること。

ウ 電子複写機等の経費については、リースの場合は、機械借上代及びパフォーマンス契約料を一括使用料及び賃借料・機械借上料へ、買取の場合の保守点検料は、役務費・手数料に計上すること。

エ 賞品等で謝意・奨励・表彰の意味合いの強い経費は、報償費に計上すること。

オ 下水道使用料及び農業集落排水施設使用料は、光熱水費に計上すること。

4 特別会計に関する事項

独立採算を原則とすることとし、その他は、前記のとおりとする。

5 予算要求の積算について

- (1) 積算基礎・根拠法令等を明記するとともに、工事については、概算設計書を添付すること。
- (2) 別紙として資料を添付する場合は、できるだけ紙数を制限することに努めるとともに、要求書にその要点・算出基礎を簡潔に記載し、要求書のみによっても事業の内容が明らかになるよう配慮すること。
- (3) 消費税等については、税込額で積算すること。
- (4) 予算の見積りは、別途通知する「平成19年度予算単価表」によるほか、法令、条例に定める額または、平成18年度の実施単価等を勘案し、合理的な積算をすること。

6 予算要求の入力等について

- (1) 入力期限 平成18年11月30日（木）（期限厳守のこと。期限を1日でも過ぎると入力できなくなる。また、紙での提出は不要。）
- (2) 予算編成の日程
 - ・ヒアリング 平成18年12月中旬から平成19年1月中旬（予定）
（担当課による説明は、平成19年度新規事業及び平成18年度と比べて大きく変更のあった事業を中心に行うこと。）
 - ・財政課長査定 平成19年1月中旬（予定）
 - ・総務部長査定 平成19年1月下旬（予定）
 - ・市長査定 平成19年2月上旬（予定）
- (3) 資料については、要求書の関連ページを明記した上で、バインダークリップでとめること。（資料は両面コピーが良い。）
- (4) 「算出根拠等」に入力する新規の項目については行の先頭に（新）と記入のこと。

7 予算編成過程の公開

予算編成過程を市のホームページ上で公開する取組みについて、本年度も予算要求の段階から公開を行う。

8 新財務会計システムに係る注意事項

- (1) 入力期間 平成18年11月1日（水）～11月30日（木）
新規予算科目の設定については、課ごとに取りまとめの上、11月24日（金）までに報告のこと。報告様式は「新規予算科目設定報告様式」によること。
- (2) 事業概要、事業目的については必ず入力すること（予算編成中、事業概要登録にて入力のこと） 充当については、前年充当を参考に入力のこと。
- (3) 平成18年度当初で入力の科目については短縮コード入力を、新規科目については科目コード入力で行うこと。